

産業競争力強化法施行令（株式会社産業革新機構関連抜粋）

（株式会社産業革新機構による支援決定）

第二十条 法第九十九条第二項ただし書の政令で定める出資は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 自らの経営資源以外の経営資源を活用し、新たな事業の開拓を行うことを目指した事業活動を行う事業者に対するものであること。

二 その額（株式会社産業革新機構が当該特定事業活動支援（法第九十一条第一項に規定する特定事業活動支援をいう。）の対象となる事業者に対し、当該特定事業活動支援に係る特定事業活動（法第二条第二十一項に規定する特定事業活動をいう。）に関して既に出資（法第九十九条第二項ただし書の規定により経済産業大臣に意見を述べる機会を与えないで決定したものに限り。次号において同じ。）を行った場合にあつては、その既に行った出資の額とその行おうとする出資の額との合計額）が十億円を超えないものであること。

三 その額と株式会社産業革新機構が既に行った出資（その出資に係る株式について法第九十七条第一項第十二号の譲渡その他の処分を行ったものを除く。）の額との合計額が、九百億円を超えないものであること。